

業務委託契約書

千葉県水道局長（以下「甲」という。）と北千葉広域水道企業団企業長（以下「乙」という。）は、平成14年4月1日付けで変更締結した共有施設に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）第7条第3項に定める施設の維持管理について、水道法第24条の3に基づき、次のおり委託契約を締結する。

（委託対象施設）

第1条 委託対象施設は、沼南給水場から北船橋給水場に至る共有施設のうち乙の持分に係るものとし、その内訳は別表のとおりとする。

（委託内容）

第2条 乙が甲に委託する業務の範囲は、運転・保守等の施設管理、水質管理等の維持管理とし、具体的な業務内容については、基本協定第7条及び昭和56年6月30日付けで締結した共有施設等の維持管理に関する協定書（以下「維持管理協定」という。）によるものとする。

（実施体制）

第3条 乙は、前条に定める業務を甲に委託し、甲は、受託水道業務技術管理者を定め、これを受託する。

2 甲は、受託水道業務技術管理者を定め、また変更した時は、遅滞なく乙に通知するものとする。

（契約期間）

第4条 本契約の期間は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。ただし、契約期間満了1箇月前までに双方に特別の意思表示がない場合は、更に1年間契約期間を更新するものとし、以後平成20年3月31日までこの例による。

（委託費用）

第5条 委託費用については、維持管理協定第8条及び第9条によるものとする。

（契約の変更及び解除）

第6条 この契約の内容を変更または解除する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

（雑則）

第7条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成17年 4月 1日

甲	千葉県中央区夷洲1丁目9番1号 千葉県 千葉県水道局長 金 親 信
乙	松戸市七右衛門新田540番地の6 北千葉広域水道企業団 企業長 浮ヶ谷 只 作

「別表（第1条）」

（委託対象施設名）

<p>1. 沼南給水場</p> <p>(1) 配水池</p> <p>(2) ポンプ室・井</p> <p>(3) 送配水ポンプ（北船・松戸系）</p> <p>(4) 電気設備</p> <p>(5) 場内整備、連絡管及び排水設備</p> <p>(6) 薬注設備、計装設備、その他</p>
<p>2. 送配水管</p> <p>(1) φ2000mmの区間</p> <p>(2) φ1500mmの区間</p> <p>(3) φ1200mmの区間</p>
<p>3. 北船橋給水場</p> <p>(1) ポンプ室・井</p> <p>(2) 送配水ポンプ（習志野・八千代系）</p> <p>(3) 電気設備</p> <p>(4) 場内整備、連絡管及び排水設備</p> <p>(5) 薬注設備、計装設備、その他</p>

(ウ) 昭和48年4月10日付け

「共有施設に関する協定書」(写)

共有施設に関する基本協定書

千葉県水道事業管理者(以下「甲」という。)と北千葉広域水道企業団企業長(以下「乙」という。)は、甲が施行する京葉地区拡張事業及び乙が施行する北千葉広域水道事業で各々設置する施設のうち共通する部分の建設及び維持管理等に關する基本的な事項について、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 甲及び乙は、東葛給水場(仮称)から北船橋給水場(仮称)に至る施設のうち共通する部分について共同で建設し、維持管理等を行なうものとする。

(共有施設)

第2条 前条で建設する施設は、甲及び乙の共有とする。(以下「共有施設」という。)ただし用地に關しては、甲乙協議のうえ別途定めるものとする。

2. 共有施設は第4条別表に掲げるとおりとし、財産の持分は同表に掲げる割合とする。

(設計及び施工)

第3条 共有施設の設計等については、甲乙協議のうえ甲が行なうものとする。

2. 共有施設の工事及び検査等については、甲が行なうものとし、乙も必要に応じて立ち合うことが出来るものとする。

(事業費の負担)

第4条 共有施設を建設するための事業費は、甲及び乙が各々受益の限度において負担するものとし、その割合は別表のとおりとする。

2. 乙は、前項に定める乙の負担金を甲の必要に応じて四半期毎に甲に納入するものとする。

(精算等)

第5条 甲は共有施設の工事が竣工したとき、関係書類を添えて乙に通知するものとする。

2. 甲は、毎年度決算終了後当該年度の精算調査を乙に提出するものとする。

(稼働の時期)

第6条 共有施設の稼働は、昭和52年4月を目途とする。

(維持管理等)

第7条 共有施設の維持管理等は、甲乙協議のうえ甲が行なうものとする。

2. 維持管理等に關する細目的な事項については、甲乙協議のうえ別途定めるものとする。
(雑則)

第8条 この協定に定めのない事項もしくはこの協定に瑕疵を生じた事項については、甲乙協議のうえそのつとど決定するものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

昭和48年4月10日

甲 千葉県水道事業管理者

土 屋 守 印

乙 北千葉広域水道企業団

企業長 海 保 元 男 印

「別表」

施設名	甲の負担する場合 %	乙の負担する場合 %
1. 東葛給水場		
(1) 配水池(4池)	95.30	4.70
(2) ポンプ室、井	85.65	14.35
(3) 送配水ポンプ室、送配水配管	74.17	25.83
1 北船系(5台)	100.00	0.00
2 松戸系(4台)	80.19	19.81
(4) 電気設備	95.30	4.70
(5) 場内整備連絡管及び排水設備	71.70	28.30
(6) 乗注計装設備その他		
2. 送配水管		
(1) 1800mmの区間(約8km)	69.23	30.77
(2) 1500mmの区間(約4km)	59.02	40.98

「別表」

設 備 名	甲の負担する割合 %	乙の負担する割合 %
1. 東郷給水場		
(1) 配水池 (4池)	95.30	4.70
(2) ポンプ室・井	79.17	20.83
(3) 送配水ポンプ		
北船系 (6台)	79.17	20.83
(4) 電気設備	79.17	20.83
(5) 場内整備連絡管及び排水設備	95.30	4.70
(6) 渠注計装設備その他	71.70	28.30
2. 送配水管		
(1) Ø 2,000%の区間 (約3.5 km)	76.42	23.58
(2) Ø 1,500%の区間 (約9.0 km)	59.02	40.98
(3) Ø 1,200%の区間 (約0.9 km)	59.02	40.98
3. 北船給水場		
(1) 配水池	100.00	0.00
(2) ポンプ室・井	55.56	44.44
(3) 送配水ポンプ		
イ 船橋・高南系 (5台)	100.00	0.00
ロ 八千代・習志野系 (4台)	0.00	100.00
(4) 電気設備	83.33	16.67
(5) 場内整備連絡管及び排水設備	95.69	4.31
(6) 渠注計装設備その他	73.53	26.47

施 設 名	甲の負担する割合 %	乙の負担する割合 %
(3) 1,200mmの区間 (約1km)	59.02	40.98
3. 北船橋給水場		
(1) 配水池 (4池)	100.00	0.00
(2) ポンプ室・井	55.56	44.44
(3) 送配水ポンプ		
イ 船橋・高南系 (5台)	100.00	0.00
ロ 八千代・習志野系 (4台)	0.00	100.00
(4) 電気設備	83.33	16.67
(5) 場内整備連絡管及び排水設備	95.69	4.31
(6) 渠注計装設備その他	73.53	26.47

(イ) 昭和49年11月29日付け
「共有施設に関する協定書(変更)」(写)

共有施設に関する変更基本協定書

昭和48年4月11日付けで締結した共有施設に関する基本協定書の一部を次のとおり変更する。

第4条の「別表」を別紙のとおり改める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通捺有するものとする。

昭和49年11月29日

甲 千葉県水道事業管理者

土 屋 守 印

北千葉広域水道企業団

企 業 長 瀬 保 元 男 印

(イ) 昭和56年6月30日付け

「共有施設等の維持管理に関する協定書」(写)

共有施設等の維持管理に関する協定書

千葉県(以下「甲」という。)と北千葉広域水道企業団(以下「乙」という。)は、昭和48年4月10日付けで締結した「共有施設に関する基本協定」第1条及び第7条の規定により共有施設等(以下「施設」という。)の維持管理に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

1. 施設及びこれに係る水質等の維持管理は、原則として甲が行うものとする。
2. 施設とは、別表及び別図に掲げるものとする。
3. この協定に定める維持管理の内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理
- (2) 施設の運転(ただし、沼南給水場内における、乙の単独施設を除く。)

- (3) 水質の管理
- (4) 施設の財産管理
- (5) 施設の修繕等及び賠償
- (6) 図書の整備

(施設の管理)

第2条 甲は、水道法(昭和32年6月15日法律第177号、以下「法」という。)及びその他の法令に基づき、施設の管理を行うものとする。

(施設の運転)

第3条 甲の、習志野市及び八千代市への1時間当りの送水量は、北千葉広域水道企業団水道供水供給条例、同条例施行規程(以下「施行規程」という。))及び送水に関する協定書(以下「協定書」という。))に基づき習志野市及び八千代市の1日平均受水量の24分の1とする。

2. 甲は、前項に定める送水量を変更する場合は、乙と協議するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

(水質の管理)

第4条 甲が習志野市及び八千代市へ送水する水の質は、法第4条(水質基準)、法第22条(衛生上の措置)及び協定書第10条によるものとする。

2. 甲の水質に係る管理責任の範囲は、施行規程第3条の給水地点(沼南給水場内)から北船橋給水場内の習志野八千代系の制水弁(バルブ№19-HBV-13φ100.0mm)までとする。

(施設の財産管理)

第5条 甲は、施設の財産管理について、別途乙と協議し定めるものとする。

(施設の修繕等及び賠償)

第6条 甲は、維持管理に必要な修繕及び改良工事に關する設計及び施工を乙と協議して行うものとする。

2. 甲は、原則として、前年度に修繕及び改良の計画表を作成し、乙に提出するものとする。
3. 甲は、維持管理を行うに当たり、第三者に損害を与えたときは、乙と協議して対処するものとする。

(計量)

第7条 甲及び乙の使用水量は次に定める方式により算出するものとする。

甲の使用水量=沼南給水場流入計量器による水量-北船橋給水場内、習志野、八千代系計量器による水量

乙の使用水量=北船橋給水場内、習志野、八千代系計量器による水量

2. 乙は、水量の計量を毎日24時に行い、甲に通知するものとする。

3. 甲及び乙は、両者立会いの上、計量器の点検を年1回以上行うものとする。

4. 計量器の故障、その他の事故等により計量が不可能となった場合は協定書第6条によるものとする。

5. 緊急時の甲及び乙の使用水量は、別途協議して決定するものとする。

(維持管理費用)

第8条 甲は、施設等の維持管理に必要な費用を見積り、乙と協議するものとする。

2. 乙は、維持管理に要した費用を次に掲げる負担割合により負担するものとする。

(1) 維持管理に係る費用(次号から第5号までを除く)の負担割合

$$\text{沼南給水場の負担割合} = \frac{\text{乙の使用水量}}{\text{甲の使用水量} + \text{乙の使用水量}}$$

$$\text{北船橋給水場の負担割合} = \frac{\text{乙の使用水量}}{\text{北船橋給水場の全送配水量}}$$

(2) 修繕に係る費用の負担割合

別表の負担割合による。

(3) 改良に係る費用の負担割合
別表を参考として、別途協議とする。

(4) 賠償に係る費用の負担割合

第6条第3項による。

(5) 緊急時に要した費用の負担割合

第10条第4項による。

(維持管理費用の支払い)

第9条 乙は、前条に定める負担金を甲の請求に基づき半期ごとに甲に支払うものとする。

2. 甲は、当該年度の仮決算及び決算に伴い、乙の負担した額に過不足を生じた場合は、次期にて調整して精算する。

(緊急措置)

第10条 甲は、乙と協議し緊急時に備え、あらかじめ監視体制及び連絡体制を定め、対応するものとする。

2. 甲は、施設等に事故(平常運転ができない一切の事態をいう。)が発生した場合又は、そのおそれのある場合は、速やかに乙に連絡するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合においては、甲は、適宜処置し、その状況を乙に連絡するものとする。

3. 甲は、前項の事故が発生した場合において、施設等の被災状況を把握し、復旧に努め、事故報告書を作成し、乙に報告するものとする。

4. 前項に要した費用の負担は、甲、乙協議して、別に定めるものとする。

(連絡)

第11条 甲及び乙は、原則として協定書第12条に基づき、連絡を行うものとする。ただし、必要に応じて沼南給水場、北船橋給水場及び北千葉浄水場の相互間で行うものとする。

2. 緊急時の連絡は、無難、その他おちおちの手段によって行うものとする。

(連絡会議)

第12条 甲及び乙は、施設の有効かつ円滑な維持管理を図るため、連絡会議を設けるものとする。

2. 連絡会議の事務局は、千葉県水道局技術部浄水課に置くものとする。

(図書の整備)

第13条 甲は、施設等の維持管理に必要な図書を整備し、保存するものとする。

(実施細目)

第14条 甲及び乙は、この協定の具体的な運用については、その円滑を期するため、必要に応じ、細目を定めるものとする。

(補則)

第15条 この協定に定めのない事項又は、この協定に疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(附則)

1. 施行月日

この協定は、昭和56年7月1日から施行する。

2. 廃止

昭和54年5月31日締結の「共有施設等の維持管理に関する協定書」は、昭和56年6月30日をもって廃止する。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

昭和56年6月30日

甲 千葉市長洲1丁目9番1号
千葉県
千葉県水道局長 河野平 印

乙 松戸市小根本7番地
北千葉広域水道企業団
企業長 岩井二郎 印

「別表」

施設名	甲の負担する割合 %	乙の負担する割合 %
(共有施設)		
1. 沼南給水場		
(1) 配水池	9.5.30	4.70
(2) ポンプ室・井	7.9.17	2.0.8.3
(3) 送配水ポンプ		
北船・松戸系	7.9.17	2.0.8.3
(4) 電気設備	7.9.17	2.0.8.3
(5) 場内配管、連絡管及び排水設備	9.5.30	4.70
(6) 薬注設備、計装設備その他	7.1.70	2.8.3.0
2. 送配水管		
(1) Ø 2,000%の区間	7.6.4.2	2.3.5.8
(2) Ø 1,500%の区間	5.9.0.2	4.0.9.8
(3) Ø 1,200%の区間	5.9.0.2	4.0.9.8
3. 北船橋給水場		
(1) 配水池	10.0.0.0	0.00
(2) ポンプ室・井	5.5.5.6	4.4.4.4
(3) 送配水ポンプ		
イ 船橋・葛南系	10.0.0.0	0.00
ロ 習志野・八千代系	0.00	10.0.0.0
(4) 電気設備	8.3.3.3	1.6.6.7
(5) 場内配管、連絡管及び排水設備	9.5.6.9	4.3.1
(6) 薬注設備、計装設備、その他	7.3.5.3	2.6.4.7
4. 用地		
(1) 沼南給水場用地	9.3.6.7	6.3.3
(2) Ø 2,000%送配水管路用地	7.6.4.2	2.3.5.8
(3) Ø 1,500%送配水管路用地	5.9.0.2	4.0.9.8
(北千葉(企)単独設備)		
1. 沼南給水場内	0.00	10.0.0.0
2. 北船橋給水場内	0.00	10.0.0.0

共有施設等の維持管理に関する細目協定書 (写)

千葉県 (以下「甲」という。) と北千葉広域水道企業団 (以下「乙」という。) は、昭和66年6月30日付で締結した「共有施設等の維持管理に関する協定書」(以下「維持管理協定」という。) 第14条の規定による実施細目について、次のとおり協定を締結する。

第1条 維持管理協定第1条に定める維持管理のうち電気工作物(甲、乙単独の電気工作物を含む。)の保安管理は、甲の定められた保安規程に基づき行うものとする。ただし、乙の計測器及びテレメーター設備は、原則として甲の立会いのもとに乙が年一回以上定期点検を行うものとする。

第2条 維持管理協定第1条第2項に定める施設の詳細は別表第1のとおりとし、維持管理協定第6条第1項に定める修繕及び改良工事に関する設計を実施する場合、各施設の詳細については別表第1の施設名の内訳によるものとする。

別表第1の1の(4)の「監視、操作設備」のうちロガの一部である印字設備及び別表第1の1の(6)の「業務用無線設備」を甲の松戸給水場に甲の費用で移設する。ただし、共有施設としての取り扱いは、変更しないものとする。

第3条 維持管理協定第8条第1項に定める協議は、前年12月末日までに行うものとする。

第4条 維持管理協定第8条第2項第1号の費用は別表第2のとおりとする。

第5条 維持管理協定第9条第1項に定める甲の請求は、上半期

分については7月に、下半期分については1月に行うものとする。ただし、改良及び修繕に係る費用については、原則として発生ごとに請求するものとする。

第6条 この協定に定めない事項又はこの協定に抵触が生じた場合は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

付則

- 1 この協定は、協定の締結日から効力を生じる。
- 2 昭和56年6月30日締結の「共有施設等の維持管理に関する細目協定書」及び昭和58年5月30日締結の「共有施設等の維持管理に関する細目協定書」は、本協定締結をもって廃止する。

この協定を締結した証として本協定書を作成し、甲、乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

昭和58年5月16日

甲 千葉市長洲1丁目9番1号

千葉県

千葉県水道局長 三橋

乙 松戸市小根本7番地

北千葉広域水道企業団

企業長 岩井 二

別表 第1

施設名	内 容
(共有施設) 1. 沼南給水場	
(1) 配水池 (4池)	構体, 流入制水弁室設備 (タラップ・蓋・その他), 流出制水弁室 (タラップ・蓋・その他), 流出ピット設備, 逆流防止設備, 人孔及び換気筒設備, 機械搬入口設備, 波防管設備, 流入管及び制水弁φ1600mm/m, 流出管及び制水弁φ1200%, 越流管及び制水弁φ600%, ドレーン管及び制水弁φ500%, 緊急しや断制水扉 1200×1200等
(2) ポンプ室・井	ポンプ室構体 (泵所・自家発電室・減圧室等を含む), 煙突・フロアドレン・タラップ・手摺り等付帯設備, ポンプ井流入管及び制水弁φ1650%, ポンプ井ドレーン管及び制水弁φ400%, 建屋付帯電灯設備, 建屋付帯動力設備, 電話配管, I. T. V 配管 (架台等を含む), 拡声設備, インターホン設備, T.V 共聴設備, 火災報知設備, 接地設備, 給電給水設備, 衛生器具設備, 排水・通気設備, 消火設備, L. P. G 設備, 汚水処理設備, 空気調和・換気設備, クレーン設備及びホイスト設備 (点検架台等を含む)等
(3) 送配水ポンプ (6台)	送配水ポンプ及びモーター設備, 吸込管及び吐出管φ800%~φ500%, 逆止弁φ500%, 制水弁φ800%~φ500%, 抵抗器, 点検・順転用架台, 圧力伝送器等
(4) 電気設備	受変電設備 (特高路器・特高しや断器・特高避雷器・主変圧器・主変圧器二次側高圧配電盤・現場監視制御盤・特高機器用補機 (コンプレッサー等)・室内フェンス・機器照明・直流電源設備), 自家発電設備 (三相交流発電機・ディーゼル機・機用補機付発電機 (コンプレッサー等)・配電盤・配管及び配線・オイルタンク及びバスタービスタタンク・サイレンサー), 電気設備 (高圧配電設備・変圧器設備・力率改善設備・セルビウス設備・低圧配電設備 (0V0F・コントロールセンター)・シーケンス制御設備・監視・操作設備 (監視盤・操作卓・コガ・ポンプ現場操作盤)・配線・防犯電源設備及び格納庫)等

施設名	内 容
(5) 場内整備, 連絡管及び排水設備	流入管φ900%~φ2000%, 流出管φ3000%~φ2200%, 側管φ700%, 制水弁 (φ2200%~φ2000%・φ1800%・φ1500%・φ1350%・φ700%・φ600%・φ500%・φ300%), ロート弁 (φ900%・φ400%), 給水管 (φ75%~φ300% (制水弁・消火栓・散水栓) ポンプ室内を除く), 流量計室, ロート弁室, 中間弁室, 共同溝, 急排気弁室, 制水弁室, 水道メーター, 集注管収納トラフ, 排水処理槽, ケーブル収納トラフ, 災害用給水設備, フロック貯蔵庫, 椅子フェンス, 門, 管理用道路, L形側溝, グミー水槽, クーリングタワー基礎及び防音壁, 場内屋外照明設備, 守衛室及び危険物貯蔵庫, 場内抽吸 (芝を含む), ポンプ非ドレーンポンプ (2台), 同左配管 (逆止弁・制水弁・ストレーナー)φ200%, 場内排水管 (マンホール・集水附共)φ300%~φ1350%, 場内排水断 (コンクリート板側渠)等
(6) 集注設備, 計装設備, その他	集注設備 (貯蔵槽・注入ポンプ・移送ポンプ・排液ポンプ・取水ポンプ・電磁流量計・流量計・PII計・中央監視盤・操作卓・現場盤及び機側盤・コントロールセンター・配線及び配管), 計装設備 (電磁流量計φ1350%・φ500%・水位計及び圧力計発信器・中央監視・操作盤・計装用コントロールセンター・場内I. T. V 設備・親局遠方監視制御盤・親局中央制御卓・子局遠方監視制御盤・配電計・積算計・配線), 業務用無線設備 (無線装置・直流電源装置・遠方制御装置・アンテナ及びバンザーマスト・避雷針・配線)等
2 送配水管	
(1) φ2000%の区間	調圧水槽設備を含む
(2) φ1500%の区間	
(3) φ1200%の区間	

施設名	内 訳
3. 北船橋給水場	
(1) 配水池 (6池)	鋼体, 流入管φ1200%, 越流管φ600%, 排泥管(φ400%-φ150%), 流出管φ1200%, 連結版, 水位計防波帯, 風媒塵入口, ルーフドレン, 換合部排水管, 排水弁, 外階段, 換気塔, 手すり, 散水栓, 40A設備等
(2) ポンプ室・井	ポンプ井(換気塔・水位計防波帯・ラセン階段・ルーフドレン・配管・オーバーブリッジを含む), ポンプ: 鋼本体, 給・排水衛生換気設備(給水・ガス・消火・衛生器具・排水・炭酸ガス設備), 空調設備(冷暖房機器・自動制御・ダクト・配管・換気設備), 電気設備(幹線・動力・電灯・コンセント・火災報知機・避難針), 共同溝, クレーン及びホイスト, ケーブルラック, 管理室換気・除じん設備, クレーン点検用場, タラップ等
(3) 送配水ポンプ イ船橋・野南系 (5台) ロ八千代・習志野系 (4台)	ポンプ, モーター, 切閉道止弁, 電動仕切弁, 手動仕切弁, 抵抗器, 配管等
(4) 電気設備	屋外特高変電所基礎, 特高受変電所(遮断器・線路閉閉器・空気しや断器・計器用変流器・遮断器・コンデンサー・電圧調整器・主変圧器・2次側ダクト・圧縮空気発生装置及び制御盤・取引用計器収納盤・ケーブルヘッド架台・火災報知器設備), 電気室電気盤(セルビウス装置を除くすべて), 直流電源装置, コントロールセンター, 現場スタンド盤(圧力・流量表示) 船橋1~5号, 自家発電設備, セルビウス装置(船橋1~3号), 水位計設備(ボス井1~4号), 変換器送集器盤(電気室), 中央監視盤(管理室グラフィック), 場内電話設備, セルビウス装置(船橋4号), 同左母線ダクト, I.T.V設備(ボ5), 習志野・八千代系電気設備(セルビウス装置(習・八系1~4号)・現場操作盤・現場スタンド盤(計器用)・コントロールセンター(習・八系)・起動制御器・起動抵抗器)等
(5) 場内配管, 連絡管 及び排水設備	門, フェンス, 道路, 植樹, 屋外照明設備, 張芝, 旗竿, ブロック塀, 排水ポンプ室, 場内連絡管, 流量計室, 弁室, 次泥流入室 共同溝(ケーブルラック・照明設備を含む), 危険物倉庫, 場内給水管(ポンプ室内を除く), 排水貯, 排水側, 排水管, 雨水排水路, 雨水側, 排泥側等
(6) 灌注設備, 計装設備 その他	レジューサー設備, 電流流量計設備, 水位計設備, I.T.Vモーター設備, 無液設備, 減速機盤, 中央日光監視設備, 中央制御設備, 中央計測設備, 電動弁制御設備, 圧力電送設備, 液面設備, 沼南系流入側流量測定設備, 船橋系流入側流量測定設備等
(北千架(企)単独施設)	
1. 沼南給水場	場内連絡管(送水管(φ2000%-φ1200%-φ1000%)・制水弁(φ700%-φ200%-φ75%)・排泥側・排泥弁室(蓋・タラップを含む)・空気弁・ロート弁室・流量計室・空気弁室(付帯設備を含む)・ロート弁(圧力計・流量計を含む)φ1000%), 計装設備(超音波流量計φ1200%-現場盤・OVR・中央計器盤・コントロールセンター・配線)
2. 北船橋給水場	テレメーター(習志野・八千代→北船橋)→北千架(仰)

施設名	内 訳
(千鳥取水道局単独施設)	
沼南給水場 (配水監視制御設備)	子局加圧設備(PCM無線機(H1005)・乾線空気充填装置(H1006)・中間端子盤(H1011)・パラボランテナ(1基)・アンテナ用給電機(1式)・簡易リモコン(H10031)・子局端局設備(PCM端局(H1004)) 子局遠方監視制御設備(CDT装置I(H1001)・CDT装置II(H1002))・子局伝送装置設備(子局伝送装置IA系HDCL伝送(C001)・子局伝送装置IB系P1/φ1(C002))・子局伝送装置IIA系P1/φ2(C003)・子局伝送装置IIB系HDCL伝送(C004)・子局伝送装置IIB系P1/φ1(C005))・子局伝送装置IIB系P1/φ2(C006)・伝送切換盤(G101)) 中継機設備(中継リレー盤(H201・H202)・テレメーター中継端子盤(T31・T32))・I.T.V停止監視設備(I.T.V機(H27)) I.T.Vカメラ設備(管理室用I.T.Vカメラ(1台)・共同溝用I.T.Vカメラ(1台)・管理室 共同溝用I.T.Vカメラ基礎(1式)) 配線(動力・照明・信号・接地用電線(1式)・配線用雑材(1式))

		沼 南 給 水 場	北、船 橋 給 水 場
(1) 人 件 費	給料、 諸手当、 法定福利費、	松戸給水場の場長、 次長を除く技術系職員平均人件費の9人分	北船橋給水場職員人件費の合計
(2) 委 託 料	委託料	沼南給水場に係る委託料	北船橋給水場に係る委託料
(3) 動 力 費	電力料及び油類費	沼南給水場に係る動力費	北船橋給水場に係る動力費
(4) 薬 品 費	薬品費	沼南給水場に係る薬品費	北船橋給水場に係る薬品費
(5) その他経費	賃金、 旅費、 備消耗品費、 燃料費及び通信運搬費	沼南給水場に係るその他経費 但し、 旅費は松戸給水場の場長、 次長を除く技術系職員平均旅費9人分	北船橋給水場に係るその他経費
(6) 設備使用料	(沼南給水場遊方監視制御設備)	松戸給水場の場長、 次長を除く技術系職員平均人件費相当額に7を乗じて得た額 松戸給水場の場長、 次長を除く技術系職員平均旅費相当額に7を乗じて得た額	
(7) 一般管理費		(1) から (6) までの合計額の 10パーセント	(1) から (5) までの合計額の 10パーセント

共有施設等の維持管理に関する協定書の一部を変更する協定書

沼南給水場遠方監視制御運転に伴い昭和56年6月30日付けで締結した「共有施設等の維持管理に関する協定」の一部を次のとおり変更する。

第3条に次の一項を加える。

3 沼南給水場は、昭和58年5月16日をもって甲の松戸給水場から遠方監視制御により運転するものとする。

第4条第1項を次のとおり変更する。

第4条 甲が習志野市及び八千代市へ送水する水質は、法第4条（水質基準）、法第22条（衛生上の措置）及び協定書第6条によるものとする。

第7条第4項を次のとおり変更する。

4 計量器の故障その他の事故等により計量が不可能となった場合は、協定書第5条によるものとする。

第11条第1項を次のとおり変更する。

第11条 甲及び乙は、原則として協定書第11条により連絡を行うものとする。ただし、必要に応じ沼南給水場、北船橋給水場及び北千葉浄水場の相互間で行うものとする。

別表を別紙のとおり変更する。

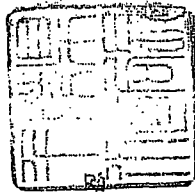
この協定を締結した証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

昭和58年3月30日

甲 千葉市長洲1丁目9番1号

千葉県

千葉県水道局長 石津



乙 松戸市小根本7番地

北千葉広域水道企業団

企業長 岩井 二郎

